

心理職の国家資格の検討の動向について(2012年12月時点)

2012年12月23日 日本臨床発達心理士会幹事長 長崎 勤

今年一年も士会の皆様には大変にお世話になりました。

お陰様で、士会は様々な研修、全国大会、災害支援など活発な活動を展開することができました。今年の活動の一つに、心理職の国家資格化への働きかけがありました。

年末にあたり、この間の活動を振り返ると共に、最近の動向についてご報告を致します。

まもなく発刊される士会ニューズレターにも掲載されます。

まず、前提として、私たち臨床発達心理士認定運営機構、臨床発達心理士会は、設立当時より、民間資格の乱立という現状は決して望ましいものではなく、臨床発達心理士資格は、申請ガイドの中でも「本資格はあくまで心理学界における統一資格の枠組の中で実現されるよう、最大限努力する必要があることが、審議の経過の中で再三、強調されました。

(一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構,2011)」と、将来的には、心理の統一資格を展望した資格であることを明言してきました。また統一資格は「臨床心理」「医療心理」に偏らない、基礎的な心理学に基づいた教育・発達の側面を重視した広汎的な心理資格であることが必要であることも主張してきました(「教育・発達」心理資格連絡協議会,2009)。

2010年12月23日に日本心理学諸学会連合(日心連)理事会において「国家資格についての三団体共同見解」が決議され、臨床心理職国家資格推進連絡協議会(推進連)、医療心理師国家資格制度推進協議会(推進協)、日心連の3団体による国会議員、行政機関への陳情が開始されました。

「要望者」は、以下の5点から成っています。

1. 資格の名称：心理師(仮称)とし、名称独占とする
2. 資格の性格：医療・保健、福祉、教育・発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における汎用性のある資格とする。
3. 業務の内容：①心理的な支援を必要とする者とその関係者に対して、心理学の成果にもとづき、アセスメント、心理的支援、心理相談、心理療法、問題解決、地域支援等を行なう。②①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を行なう。
4. 他専門職との連携：業務を行なうにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。
5. 受験資格：①学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程ないし大学院専門職学位課程で業務内容に関わる心理学関連科目等を修め修了した者、②学部で心理学を修めて卒業し、業務内容に関わる施設において数年間の実務経験をした者も受験できる。

「教育・発達」が5領域の中に明確に位置づけられていること、学部+大学院修了(6年間)と、学部卒+実務経験の2通りの受験資格があること、医療提供施設においては医師

の指示を受けることが特徴である。なお、「心理学を修め」の心理学には、子ども学科、障害科学等心理学関連領域を含むこと、指定校制度でなく、指定科目制、また文科省・厚労省の共官（共同管理）であることを目指しています。

2012年2月15日の自民党勉強会において心理師(仮称)法案（一資格一法案）の骨格が提示されましたが、日心連・常任理事会の「要望書」にほぼ沿ったものでした。このころから、各資格団体による国会議員への陳情が活発に行われはじめました。

3月27日「心理職の国家資格化を目指す院内集会」が衆議院議員会館で開催され、国会議員96名、秘書105名が参加し、心理職・一般参加者が約400名参加しました。

6月14日、自民党「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」設立総会が開かれ河村建夫議員が代表に選ばれました。

7月～8月に3回の「心理職の国家資格化についての実務者打ち合わせ」が開催され、自民党、民主党、厚労省・文科省・法務省が参加し、名称、経過措置などについて意見交換がなされた。

8月22日には、民主党議連が発足し共同代表に高木義明氏、仙谷由人氏が選ばれました。

この心理職の国家資格化の動向に、医療心理師国家資格制度推進協議会（推進協）は、概ね同意を示すこととなり、日本心理学諸学会連合(日心連)も、概ね同意していますが、臨床心理士認定協会と臨床心理士会の国家資格推進に関しての意見の違いがあり、この問題が大きいといえます。

12月の総選挙によって、政権が変わり、政党の分布も大きく変わりましたが、自民党の選挙公約集（「J-ファイル総合政策集2012」）の「V. 社会保障・財政・税制」では

「171 心理職の国家資格化を目指します

複雑化する現代の日本社会において、国民のこころの問題や、発達・健康上の問題は、ますます増大し、これらに対する心理的な対応のための専門的人材育成は急務となっています。こうした国民的ニーズの高まりに対応するために、先進諸国と同様に、心理職の国家資格化の実現を目指します。（49P、http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf）」

と述べられており、今後国家資格の検討は、進展するものと期待されますので、再度国会議員、行政への働きかけを行っていきます。

現在、拡大3団体では現職者の移行措置、試験科目、試験機関のあり方についての議論をしていますが、その中で、諸資格・学会が連携し、「日本心理研修センター(仮称)」を設立し(一般財団法人を予定)、相互の研修や資格・試験制度の検討を行う案が検討されています。

12月23日、日心連・理事会において、3年に渡って、粘り強く検討されてきた大学院カリキュラムが了承されました。

この間、「教育・発達」心理資格連絡協議会を中心に国家資格の心理専門職に教育・発達の観点の位置づけをについて提案してきた成果の一端が実を結んだものと考えられます。

心理職の国家資格化は、日本の心理的支援の充実、発展にとって不可欠です。また、諸外国や、他の専門職資格をみても、どのような資格を作るかは、50年、100年後の未来の日本の心理学のあり方に大きな影響を与えます。

臨床発達心理士会としては、引き続き①「発達の観点」を持った国家資格・心理師の養成制度が実現できるよう各方面に働きかけていきます。また、同時に②現在の臨床発達心理士有資格者で、国家資格取得を希望する者が、スムーズに国家資格・心理師を取得できるようにするように働きかけを行っていく予定です。

皆様のご支援をよろしくお願いいたします。また、ご意見をお寄せ下さい。